

神戸市従業員労働組合港湾支部との交渉議事録

1. 日 時：令和7年6月19日（木） 18：30～18：50
2. 場 所：港湾局5-A会議室（ポートアイランドビル5階）
3. 出席者：
（市）港湾局経営企画課課長（調整担当）、経営企画課係長、他1名
（組合）市従港湾支部長、書記長、書記次長、特別執行委員1名
4. 議 題：令和7年度現業統一闘争の要求書の受取りについて
5. 発言内容：

（組合）本日は要求書提出ということでよろしくお願ひします。

早速ですが、支部長から要求書を提出させていただきます。

要求書提出 ※別紙のとおり

貴職におかれましては、神戸港の発展のため日夜奮闘されていますことに心から敬意を表します。

私たち港湾支部においても、組織風土改革により効率的かつ安全に業務を行うとともに、水際の防災・減災対策の一翼を担うべく精進する所存であります。労使ともに気持ちよく働き、職員一人一人が達成感を得ながら安全に業務を行えるよう、労働安全衛生・職場環境改善など、以下の項目について、誠意をもって善処されますよう要求します。

1. 自治体行政の責任として市民の安全・安心を守り、広く行きわたり、気の利いた公共サービスを提供する観点から、すべての現業職場と現業労働を直営で行うこと。
わたしたち労務職は、継続した業務に関わっており、経験が豊富なことから、直接的・間接的に公共サービスに貢献できると考えております。平時はもちろん、災害時・休日・夜間においても職員が能力を発揮できる体制の確保が重要だと考えております。
2. 恒久的に行われる「行財政改革」の実施に伴い、勤務労働条件に関わる事項については必ず事前協議を行うこと。
市民サービスの維持・向上を目指すには、個々の職員がやりがいをもって業務に取り組めるよう、支部・局で十分に協議するようお願いいたします。
3. 退職や年度途中における欠員については、行政サービスの低下を防ぐことやワークライフバランスの観点からも、速やかに欠員補充を行い、過重労働にならないように対処すること。
職員の負荷が過度にならないように、公共サービスの維持や災害時の危機管理体制の充実を図り、必要な人員配置を図ること。

4. 労働条件に関わるすべての問題については、事前協議を行うこと。また労使交渉によって妥結した事項について遵守すること。

事前協議は、労使の信頼関係を構築のため、重要であると考えています。管理運営事項として、協議・説明することなく決定し、通知で済ませることがないように、十分に事前協議を行うことをお願いします。

5. 段階的な定年年齢の引き上げについては、給与引き下げとなる職員のモチベーションに配慮し、円滑な制度運用となるよう、職場環境や業務の在り方について十分に協議すること。

現業職の中には、加齢に伴う体力等の低下により、業務を続けることが難しい職種もあります。業務の在り方について十分に協議すること。

6. 職場の災害防止に向けて、安全に業務を行えるように労働安全衛生の充実を図ること。

日々の安全な業務継続を目標に、メンタルヘルス・ハラスメント対策を各所属に周知し、安全意識の共有ができるよう対策を図ること。

7. 男女が働きやすい職場環境づくりに向けて、十分に協議すること。

職域の拡大や男女相互に活躍できる職場環境の整備について協議すること。

8. 要求に対する回答は、誠意をもって文書回答するとともに合意事項については文書協約を交わすこと。

要求に対する回答は、誠意をもって文書回答をお願いします。

(市) 皆様方におかれましては、市民が安全に安心して暮らせるよう、現場の第一線で業務に従事いただきしており、大変感謝しております。ただ今、令和7年度現業闘争につきまして、要求書をいただきました。

要求書については、本日お受けしたところであり、内容を十分に検討させていただいた上で、勤務労働条件に関するものについては、改めて回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(組合) 10月16日の交渉に向けて、誠意ある回答をよろしくお願いたします。

以上